

紋別市職員等の倫理及び公正な職務の
執行の確保に関する条例

運用マニュアル

平成27年4月

紋 別 市

はじめに

本市では、元職員が起こした公金横領事件を受け、平成23年度より「紋別市職員倫理規程」及び「紋別市職員等からの公益通報に関する規程」を運用してきたところです。

過去の教訓から不祥事は決して繰り返さないという強い決意のもと、より公正な職務の執行の確保と市政の透明化を推進し、公務の適正な運営を図るため、これまでの公益通報の手続をより整備するとともに、新たに外部からの不当要求行為に対処する体制を整備し、条例の制定を行うものです。

市民に信頼される行政運営を行っていくことは、職員の使命であります。

社会経済情勢の変化により、地方公共団体の予算も限られる中、市民ニーズを把握し、限られた予算をより効率的に使い分け、市民の理解を得ながら行政運営をしていくには、それに携わる職員が法令を遵守し、公正な職務を遂行しなければなりません。

この条例制定を機に、長年の前例主義にとらわれることなく、「改めるべきものは改める」という職場風土を醸成し、職員がやりがいをもって働き、その力を組織全体で機能させることにより、市の総合的な政策実現へと繋げて行くことが重要です。

このマニュアルを十分に活用し、職員一人ひとりが職務に対する意識を高め、さらなる市民サービスの向上を図るよう努めてください。

平成27年4月

紋別市長 宮川良一

目 次

はじめに

1. 紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例の概要	P1~P17
第1章 総則（第1条—第8条）	
第2章 公正な職務の執行の確保のための体制（第9条・第10条）	
第3章 利害関係者との間の禁止行為等（第11条—第15条）	
第4章 公益通報（第16条—第23条）	
第5章 不当要求行為等（第24条・第25条）	
第6章 不利益な取扱いの禁止等（第26条—第28条）	
第7章 雑則（第29条・第30条）	
2. 公益通報制度のフロー	P18
3. 不当要求行為等へのフロー	P19
4. 審査会委員及び通報窓口	P20
5. Q&A	P21~P34
【資料】	
・ 紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例	P35~P48
・ 紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則	P49~P56

1 紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例の概要

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 公正な職務の執行の確保のための体制（第9条・第10条）
- 第3章 利害関係者との間の禁止行為等（第11条—第15条）
- 第4章 公益通報（第16条—第23条）
- 第5章 不当要求行為等（第24条・第25条）
- 第6章 不利益な取扱いの禁止等（第26条—第28条）
- 第7章 雑則（第29条・第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保のために必要な事項を定めることにより、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止と信頼される市政の確立を図り、もって市民の利益の増進を図ることを目的とする。

【解説】

本条は、この条例制定の趣旨を明らかにするものであり、職員等が公務を執行するに当たっての倫理基準、公益通報制度、不当要求行為等への対応等について定めることにより、市民に信頼される市政の確立と市民の利益の増進を図ることを目的としています。

（定義等）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）をいう。
- (2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市との委託契約、請負契約その他の契約に基づいて市の業務を行う個人及び法人その他の団体の役員並びに当該業務に従事している者

ウ 市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員及び当該指定管理者が行う市の公の施設の管理業務に従事している者

エ 市が資本金、出資金その他これに準ずるものを出資する法人の役員及び職員

オ アからエまでに掲げる者であった者

(3) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（規程を含む。）並びに市の機関がその職務を執行するために定める基準その他の内規をいう。

(4) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(5) 倫理 公務員の身分及び責務から必然的に導かれる職員としての精神の在り方及び行動の規準の総体をいう。

(6) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

(7) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 法令等に違反する行為の事実

イ 人の生命、身体若しくは財産又は環境に重大な悪影響を与える不当な行為の事実

(8) 公益通報 職員等が通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を第9条第1項に規定する紋別市公正職務推進会議又は第10条第1項に規定する紋別市公正職務審査会に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

(9) 公益通報者 公益通報を行った職員等をいう。

(10) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 職員等の職務に関し、その地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、次に掲げることを求める行為であって、職員等の公正な職務の執行を妨げるもの

(ア) 許認可その他の行政処分に関し、正当な理由がなく、特定の法人その他の団体又は個人に対して有利な、又は不利な取扱いをする行為

(イ) 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の執行を妨げる行為

(ウ) 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為

(エ) 職務上知り得た秘密を漏らす行為

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対して有利な、又は不利な取扱いをすることその他職員等の公正な職務の執行を妨げる行為

イ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第6号の事業者等とみなす。

【解説】

本条は、この条例の制定に係る用語の意義について定めるものであり、「職員」とは、一般職の職員、市長、副市長、教育長、監査委員を規定したもので、「職員等」とは、職員に加えて市の委託業務や指定管理業務に携わる役員や従業員等のことをいう。なお、市長については、公益通報者保護法にいう労働基準法第9条に規定する労働者に当たらないため、公益通報制度における職員等には含まない。

「法令等」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びに本市の条例、執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。

「任命権者」とは、市長のほか議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、農業委員会、消防長、公営企業管理者であって、それぞれの職員の任命、休職及び懲戒等を行う権限を有するものをいう。

「倫理」とは、職員が法律、条例、規則その他現行の法令に基づいて行政を執行することを基本に、日常業務の中で公平公正な職務の執行について正しい選択と決断を行う法令順守。

「事業者等」とは、職員の職務に利害関係を有する者（利害関係者）を具体的に定める前提として、法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。

「公益通報」とは、不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、公益を守るために、職員等が市又は職員の法令違反行為が生じ又はまさに生じようとしていると思料することについて通報すること。

「不当要求行為等」とは、暴行や脅迫その他威圧的な言動など不当な手段により要求の実現を図る行為や法令等に違反する行為を求める行為をいう。

（利害関係者）

第3条 この条例において、利害関係者とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

（1） 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は紋別市行政手続条例（平成9年条例第4号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

（2） 補助金等（紋別市補助金等交付規則（平成9年規則第13号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている

事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 立入検査又は監査（法令（紋別市行政手続条例第2条第1号に規定する条例等を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は紋別市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（紋別市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(6) 地方自治法第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

【解説】

本条は、この条例に規定する「利害関係者」について定めるものであり、「利害関係者」とは、許認可等をする事務、補助金等を交付する事務、立入検査等（法令の規定に基づき行われるものに限る。）をする事務、不利益処分をする事務、行政指導をする事務及び契約に関する事務の相手方となる役員や従業員、代理人等をいう。

第2項は、一般職員が異動した場合であっても、異動後3年間は利害関係者として取り扱い、現在の担当している職務だけではなく、異動前の職務も含めて、その執行の公正性を確保するものです。

第3項は、一般職員が、直接の利害関係性がなくても一般職員のその職に基づく影響力により、当該他の一般職員の職務の執行の公正さを歪めるおそれもあることから、そのような影響力行使を期待して一般職員に接触する者も利害関係者に含めている。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第4条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 職員は、法令等を遵守するとともに、公正な職務の執行を損なうおそれのある行為を求める要求に対してはき然として対応し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

3 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

4 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

5 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

6 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

【解説】

本条は、この条例に規定する「職員が遵守すべき職務に係る倫理原則」について定めるものであり、一般職員が含むに当たって守らなければならないことは、地方公務員法及び紋別市職員服務規程において規定されているが、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定めている。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第5条 職員は、他の職員の第11条又は第13条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第11条第1項第10号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、任命権者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員がこの条例に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 管理職員（職員を管理し、又は監督する地位にある職員として市長が定めるものをいう。以下同じ。）は、その管理し、又は監督する職員がこの条例に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

【解説】

本条は、この条例に規定する職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止について定めるものであり、職員は、他の職員がこの条例に定める利害関係者

等との間における禁止行為により得た利益を受け取ることや、任命権者等に対して、その事実について虚偽の申出や隠蔽、管理職員については黙認してはならないことを規定している。

(管理職員の責務)

第6条 管理職員は、その職責の重要性を認識し、自らの資質向上を図り、率先して模範を示すことにより公正な職務の執行及び適正な服務規律の確保を図るとともに、その管理し、又は監督する職員の誠実かつ公正な職務の執行について適切な指導を行わなければならない。

【解説】

本条は、この条例に規定する管理職員の責務について定めるものであり、管理職員は、職員の倫理保持に関して役割が極めて重要であり、職位の規範となる行動が求められることから、その責務を規定している。

(任命権者の責務)

第7条 任命権者は、職員の資質の向上及び職務に係る倫理の保持を図るため、職員の意識の啓発、研修の実施、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

【解説】

本条は、この条例に規定する任命権者の責務について定めるものであり、職員の職務に係る倫理の保持を図るためには、研修その他の施策により、職員個々の倫理観を高めることも重要であることから、そのための取組を任命権者の責務として規定している。

(市民等の責務)

第8条 市民等は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

【解説】

本条は、この条例に規定する市民等の責務について定めるものであり、職員の公正な職務の執行についての理解や協力、職員に対して不当要求行為等をしてはならないことを規定している。

第2章 公正な職務の執行の確保のための体制

(紋別市公正職務推進会議)

第9条 職員の倫理及び公正な職務の執行に関し調査等を行うため、紋別市公正職務推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) この条例の規定によりその所掌とされた事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 3 推進会議の委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 4 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、職員で構成する公正職務推進会議について定めるものであり、公正職務推進会議は、公正な職務の執行確保のため、様々な事案を検討するとともに、不当要求行為等の調査窓口となり、報告を行った管理職員への必要な対策の指示のほか、警告が必要な対策不当要求行為等の事案については、公正職務審査会に通知するなどの役割を担う。

(紋別市公正職務審査会)

第10条 職員の倫理及び公正な職務の執行に関し審査等を行うため、紋別市公正職務審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) この条例の規定によりその所掌とされた事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 3 審査会は、委員3人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員は、人格が高潔で、法令等に関し高い識見を有する者又は学識経験を有する者の中から、市長が委嘱する。
- 5 審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審査会の委員は、再任されることができる。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、第三者で構成する公正職務審査会について定めるものであり、公正職務審査会は、公正な職務の執行確保について、調査や検討を行うことはもとより、公益通報制度の窓口になるとともに、警告が必要な不当要求行為等の調査や報告等を所掌事務としており、一定の独立性を有した立場でその事務を執行することとなる。

委員の任期は3年で、法令に関し高い識見を有する者又は学識経験のある者の中から3人以内を市長が委嘱する。これは、公益通報や不当要求行為等を受けた際に、違法性や不当性の判断を求められることや秘匿情報を扱うことから、委員には、審査の公平性と公益通報の際の便宜性を保つために、人格が高潔で社会的信用

が高く、かつ、法令に関し専門的知識を有し、又は学識経験のある者が適している。

また、委員が取扱う事案は、個人のプライバシーに関する事などが含まれるため、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないのは当然であり、その職を退いた後も同様に秘密を漏らしてはならないことを規定している。

第3章 利害関係者との間の禁止行為等

(利害関係者との間における禁止行為)

第11条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者に自己の債務について弁済、担保の提供又は保証をさせること。
- (5) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (6) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (7) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (9) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (10) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から通常一般の儀礼の範囲の香典又は供花その他これらに類するものの贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (3) 多数の者が出席するパーティー等（飲食物が提供される会合であって立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される

自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周辺の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

(6) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(7) 多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(8) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

(9) 前項第7号から第9号までに掲げる行為のうち、任命権者が公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可した行為をすること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第10号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

【解説】

本条は、利害関係者との間の具体的な禁止行為とできる行為について定めるものであり、利害関係者との間において、職員が権限を恣意的に行使するなど、一部の利害関係者のみ有利又は不利な扱いをした場合、職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招き、ひいては公務に対する信頼を失墜させることとなることから、そのような事態を防止するため利害関係者との間において行ってはならない行為を規定している。

第2項は、利害関係者との間において、如何なる行為も制限することは、職務執行上において支障が生じることから、市民に公正な職務執行に対する疑惑や不信を招くおそれが乏しいものに限り、例外的に「することができる行為」として規定している。

第3項は、利害関係者から物品等を購入し、物品等の貸付を受け、役務の提供を受ける際に、それらのために支払う対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは、差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなすと規定している。

（禁止行為の例外）

第12条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招く

おそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第10号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

【解説】

本条は、利害関係者との間の禁止行為の例外について定めるものであり、職員と私的な関係がある者が当該職員と利害関係を有する者となったことで、これまでどおりの付き合いを禁止することは、職員の個人活動に対する過度の制限となることから、私的な関係がある場合で、行おうとする行為が市民に公正な職務執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合は、第11条に規定する禁止行為を行うことができると規定している。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第13条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供給接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

【解説】

本条は、利害関係者以外の者との間における禁止行為について定めるものであり、たとえ業務上の利害関係が無い事業者等であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えた供給接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けるとは、相手方が職員から何らかの見返りを受けることを期待していることが疑われ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招く恐れがあるため、禁止行為として規定している。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第14条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、市長が定める管理職員に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

【解説】

本条は、利害関係者と共に飲食をする場合の届出について定めるものであり、職員は、職務執行のために必要な情報収集や意見交換を行う場合もあることから、自己の飲食に係る費用を自ら負担する場合については、利害関係者と飲食を共にすることができるが、その態様によっては誤解される可能性もあることから、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は、あらかじめ報告することで、職員の行動の透明性を確保することを規定している。

（贈与等の報告等）

第15条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与（通常一般の儀礼の範囲の香典又は供花その他規則で定めるものを除く。）又は 供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき（当該贈与等を受けた時において職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益の価格が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、当該贈与等を受けた日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、任命権者に提出しなければならない。

- （1） 当該贈与等により受けた利益の価格
- （2） 当該贈与等により利益を受けた年月日及びその基因となった事実
- （3） 当該贈与等をした事業者等の名称及び住所
- （4） 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

【解説】

本条は、贈与等の報告等について定めるものであり、不適切な贈与等の防止を図る観点から、事業者等から5,000円に相当する金額を超える贈与等を受けた場合は、報告しなければならないと規定している。

第4章 公益通報

（公益通報）

第16条 職員等は、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、公益通報をすることができる。

2 職員等は、公益通報をするときは、原則として実名により行わなければならない。ただし、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、この限りでない。

3 職員等は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき、誠実に行われなければならない。

【解説】

本条は、市政運営上の違法行為等を発見した場合の通報について定めるものであり、不正の目的又は自らや自らの属する組織のための私的利益を得る目的である

場合を除き、審査会に対して、原則として実名により公益通報をすることができることを規定している。

（推進会議による通報対象事実の調査）

第17条 推進会議は、前条の規定により公益通報を受けたとき、又は第19条第3項の規定により調査を求められたときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、直ちに当該公益通報の事実について必要な調査を実施しなければならない。

- （1） 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的でなされた通報であることが明らかな場合
 - （2） 通報内容が通報対象事実該当しないことが明らかな場合
 - （3） 通報内容が極めて不明確であり、公益通報をした者に説明を求めたにもかかわらず、当該事実の内容が把握できない場合
- 2 前項の調査の対象となる者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。ただし、職員については、正当な理由がある場合を除き、当該調査を拒んではならない。
- 3 第1項の調査は、公益通報をした者及び調査に協力した者の秘密を保持し、これらの者の保護を図るよう留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法により実施されなければならない。
- 4 推進会議は、第1項の規定により調査を実施する場合において、通報内容に市長その他の任命権者又は推進委員会の委員が関与していると思料され、公正な調査を実施することができないと認めるときその他審査会において調査を実施することが適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、審査会に必要な調査を実施するよう求めることができる。
- 5 推進会議は、通報内容が第1項各号のいずれかに該当すると認め同項の調査を実施しないこととしたときは、当該調査を実施しない旨及びその理由を市長又は当該事実に係る任命権者（以下「市長等」という。）及び審査会に報告しなければならない。

（推進会議からの報告による是正措置等）

第18条 推進会議は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、その旨及び調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに当該通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置、法令等に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。
- 3 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、速やかに、当該是正措置等の内容を審査会に報告しなければならない。
- 4 推進会議は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実がないと認めるときは、

速やかに、その旨及び当該調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。

（審査会による通報対象事実の調査）

第19条 審査会は、第16条の規定により公益通報を受けたとき、又は第17条第4項の規定により調査を求められたときは、同条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、直ちに当該公益通報の事実について必要な調査を実施しなければならない。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、審査会による調査の実施について準用する。

3 審査会は、第1項の規定により調査を実施する場合（第17条第4項の規定による求めによる場合を除く。）において必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、推進会議に必要な調査を実施するよう求めることができる。ただし、通報内容に市長その他の任命権者又は推進会議の委員が関与していると思料され推進会議において公正な調査を実施することができないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、通報内容が第17条第1項各号のいずれかに該当すると認め同項の調査を実施しないこととしたときは、当該調査を実施しない旨及びその理由を市長等に報告しなければならない。

（審査会からの勧告に基づく是正措置等）

第20条 審査会は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、直ちに市長等に対し、是正措置等を講ずるよう勧告しなければならない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、市長等が前項の規定による勧告を受けたときについて、同条第4項の規定は、審査会が前条第1項の調査の結果、通報対象事実がないと認めるときについて準用する。この場合において、第18条第4項中「推進会議は、前条第1項」とあるのは「審査会は、第19条第1項」と、「市長等及び審査会」とあるのは「市長等」と読み替えるものとする。

（審査会からの勧告に基づく再度の是正措置等）

第21条 審査会は、第17条第5項又は第18条第1項、第3項若しくは第4項の規定による報告を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら調査を実施し、又は市長等に是正措置等を講ずるよう勧告することができる。この場合において、第17条第2項及び第3項の規定は、当該調査の実施について準用する。

（1） 第17条第1項の調査を実施しないことが不相当であると認めるとき。

（2） 第18条第1項、第3項若しくは第4項の規定により報告を受けた調査の内容若しくは是正措置等が不十分であると認めるとき、又は是正措置等を講じないことが不相当であると認めるとき。

2 市長等は、前項の規定に基づく勧告を受けたときは、当該勧告を尊重し、直ちに是正措置等を講ずるものとする。

3 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、速やかに、当該是正措置等の内容を審査会に報告しなければならない。

(公益通報をした者に対する報告)

第22条 推進会議又は審査会は、次の各号に掲げる場合においては、その旨を公益通報をした者に通知しなければならない。ただし、当該公益通報が匿名によりなされたものであるときは、この限りでない。

(1) 推進会議が、第17条第4項の規定により審査会に調査を求めたとき、並びに同条第5項並びに第18条第1項及び第4項の報告をしたとき。

(2) 審査会が、第19条第3項の規定により推進会議に調査を求めたとき、同条第4項及び第20条第2項において準用する第18条第4項の規定により報告したとき、並びに第20条第1項及び前条第1項の規定により勧告したとき。

【解説】

第17条から第22条は、公益通報があった場合の調査、報告等について定めるものであり、推進会議及び審査会は、公益通報を受けたときは、明らかに不正な目的等での通報や公益通報に該当しない場合等を除き、必要な調査を実施し、報告しなければならない。

また、報告を受けた市長等は、速やかに是正措置を講じ、審査会に報告しなければならないことを規定している。

(市民等による公益目的通報)

第23条 市民等は、通報対象事実がある場合は、審査会に対して公益を目的とする通報をすることができる。

2 第16条第2項及び第3項並びに第17条から前条までの規定は、前項に規定する公益を目的とする通報について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「職員等」とあるのは「市民等」と読み替えるものとする。

【解説】

本条は、市民からの公益を目的とする通報について定めるものであり、職員等に準じて通報できることを規定。

第5章 不当要求行為等

(不当要求行為の報告)

第24条 職員は、不当要求行為があったと思料するときは、その内容を記録し、当該記録を管理職員（市長等にあつては、審査会）に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、他の職員から不当要求行為があったと思料するときその他正当な理由があるときは、当該記録を推進会議又は審査会に提出することができる。

- 3 前2項の規定による記録の提出は、原則として実名により行わなければならない。ただし、不当要求行為があると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定により記録の提出を受けた管理職員は、当該記録の内容が明らかに不当要求行為に該当しない場合を除き、直ちに当該記録を推進会議に提出しなければならない。

【解説】

本条は、不当要求行為があった場合の報告について定めるものであり、職員は、不当要求行為があったと思量するときは、その内容を記録するとともに、管理職員に提出することを規定し、記録の提出を受けた管理職員は、直ちに当該記録を推進会議に提出することを規定している。

(不当要求行為の調査等に係る公益通報の規定の準用)

第25条 第17条から第22条までの規定は、不当要求行為等に係る記録が推進会議又は審査会に提出された場合について準用する。この場合において、第17条第1項及び第19条第1項の規定中「公益通報を受けた」とあるのは「記録の提出を受けた」と、第17条第1項第1号中「なされた通報」とあるのは「なされた記録の提出」と、同項第2号及び第3号、同条第4項及び第5項並びに第19条第3項及び第4項の規定中「通報内容」とあるのは「記録の内容」と、第17条第1項第2号、第18条第1項、第2項及び第4項（これらの規定を第20条第2項において準用する場合を含む。）並びに第20条第1項及び第2項の規定中「通報対象事実」とあるのは「不当要求行為」と、第17条第1項第3号及び同条第3項（第19条第2項において準用する場合を含む。）並びに第22条の規定中「公益通報をした者」とあるのは「記録の提出をした者」と、同条の規定中「当該公益通報が」とあるのは「当該記録の提出が」と読み替えるものとする。

【解説】

本条は、不当要求行為の調査等に係る公益通報の規定の準用について定めるものであり、第17条から第22条までの規定の読み替えを規定している。

第6章 不利益な取扱いの禁止等

(不利益な取扱いの禁止)

第26条 市長等及び職員は、公益通報者等に対し、公益通報を行い、若しくは不当要求行為に係る記録を提出し、又は当該通報対象事実若しくは不当要求行為に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

【解説】

本条は、公益通報者等に対する不利益取扱いの禁止等を定めるものであり、この条例では、職員に限らず、市民も対象となることから、公益通報をしたことや公益通報に係る通報対象事実若しくは不当要求行為に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならないことを規定している。

(不利益な取扱いに係る是正の申立て)

第27条 公益通報者等は、公益通報を行い、若しくは不当要求行為に係る記録を提出し、又は当該通報対象事実若しくは不当要求行為に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料するときは、推進会議又は審査会に対し、その是正を申し立てることができる。

【解説】

本条は、公益通報者等に対する不利益取扱いに係る是正の申立てを定めるものであり、公益通報者等が公益通報をしたことや公益通報に係る通報対象事実若しくは不当要求行為に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると思料する場合、その救済を申し出ることができることを規定している。

(不利益な取扱いに対する調査等に係る公益通報の規定の準用)

第28条 第17条から第22条までの規定は、不利益な取扱いに係る申立てが推進会議又は審査会になされた場合について準用する。この場合において、第17条第1項及び第19条第1項の規定中「公益通報を受けた」とあるのは「申立てを受けた」と、第17条第1項第1号中「なされた通報」とあるのは「なされた申立て」と、同項第2号及び第3号、同条第4項及び第5項並びに第19条第3項及び第4項の規定中「通報内容」とあるのは「申立ての内容」と、第17条第1項第2号、第18条第1項、第2項及び第4項（これらの規定を第20条第2項において準用する場合を含む。）並びに第20条第1項及び第2項の規定中「通報対象事実」とあるのは「不利益な取扱い」と、第17条第1項第3号及び同条第3項（第19条第2項において準用する場合を含む。）並びに第22条の規定中「公益通報をした者」とあるのは「申立てをした者」と読み替えるものとする。

【解説】

本条は、不利益な取扱いに対する調査等に係る公益通報の規定の準用について定めるものであり、第17条から第22条までの規定の読み替えを規定している。

第7章 雑則

(運用状況の公表)

第29条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

【解説】

本条は、この条例の運用状況について定めるものであり、毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめて公表することを規定している。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関する細目的事項について、規則に委任することを定めるものである。

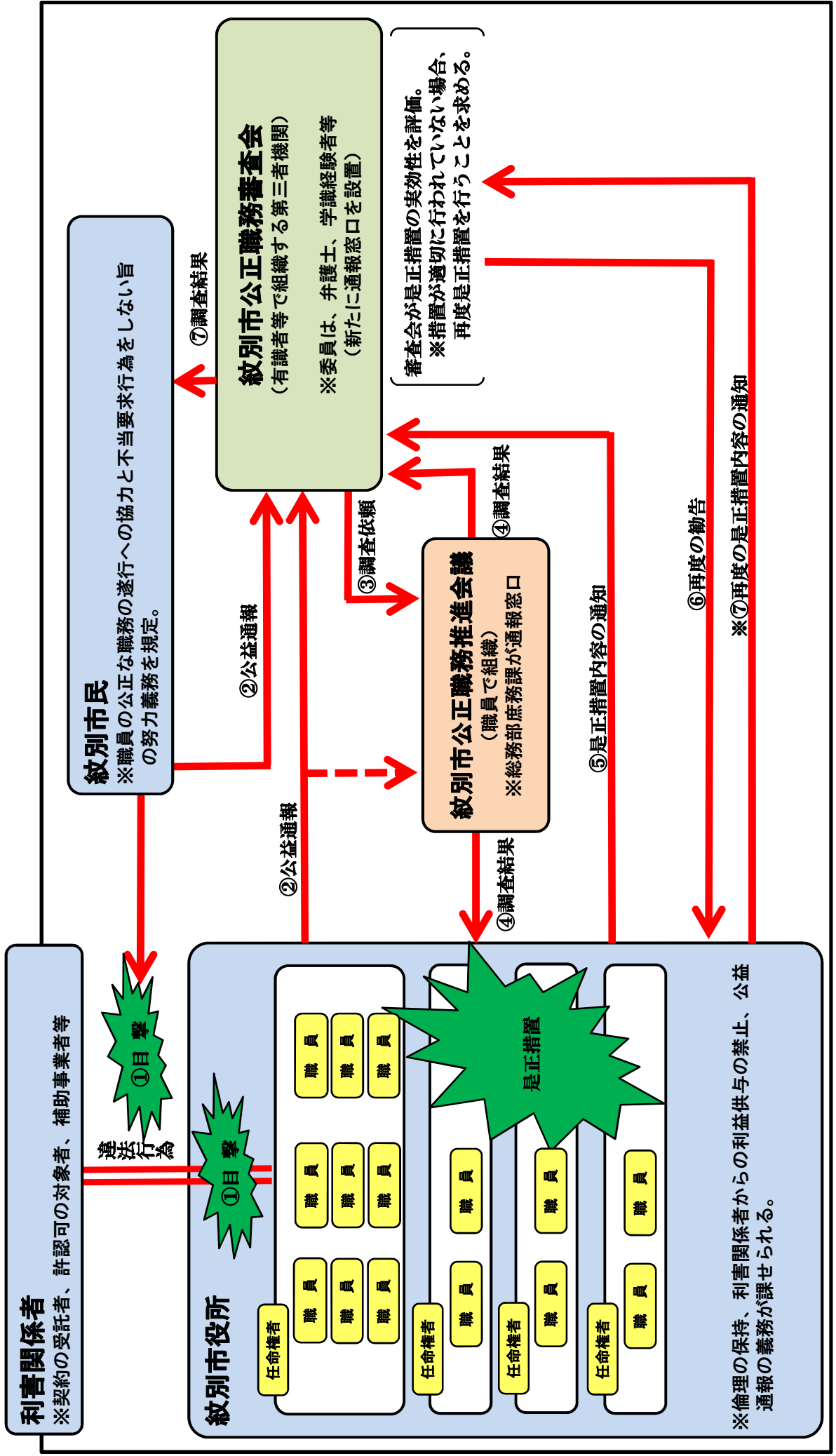
附 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

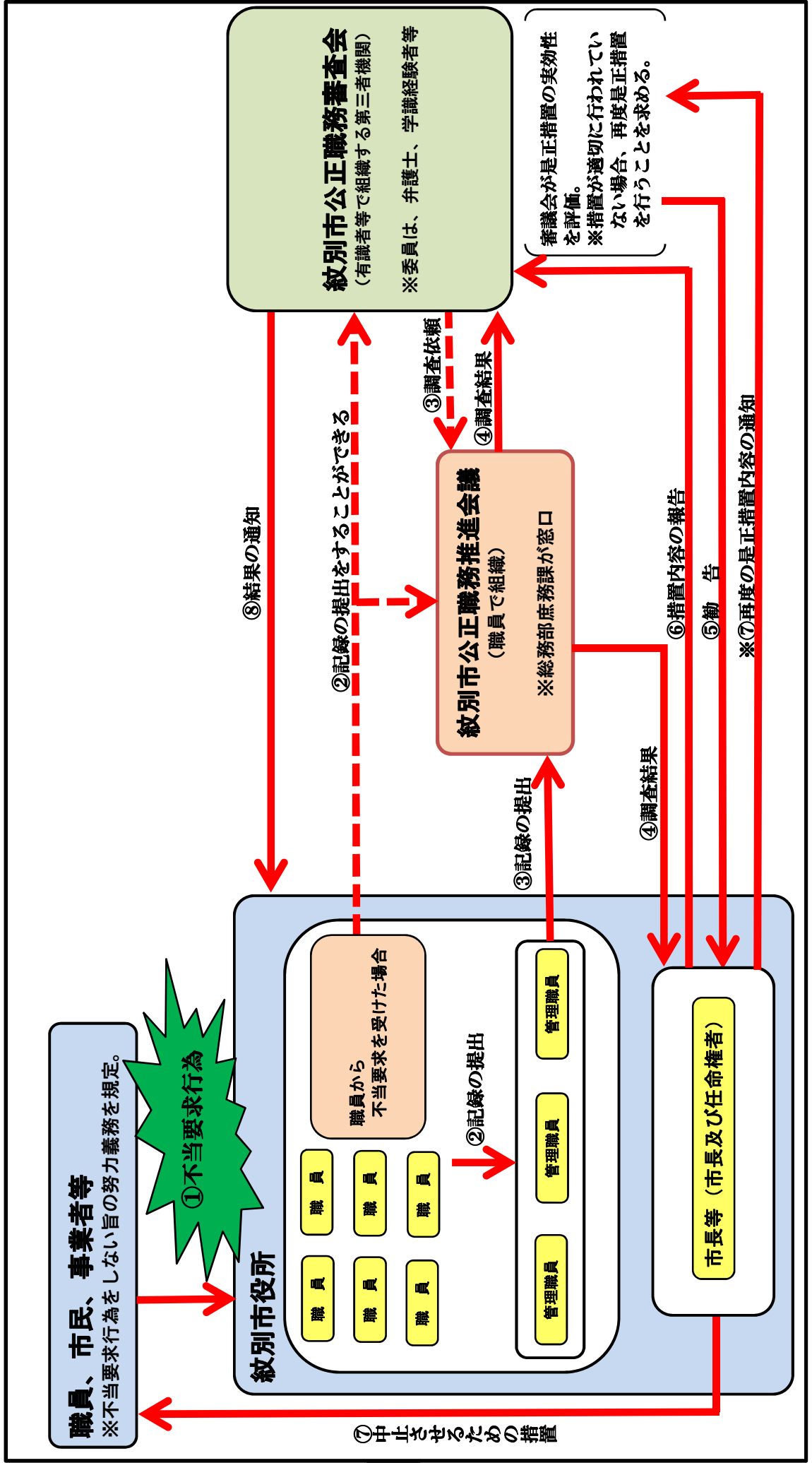
【解説】

この条例制定後、紋別市公正職務審査会委員の選定、職員及び市民等への周知期間が必要となるため、施行日は、平成27年5月1日とする。

◎紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例（公益通報：フロー図）



◎紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例（不当要求行為：フロー一図）



◇ 紋別市公正職務審査会委員 ◇

	氏 名	所 属
弁 護 士	みやした なお や 宮 下 尚 也	紋別ひまわり基金法律事務所

◇ 公益通報の通報先 ◇

氏 名	連 絡 先
みやした なお や 宮 下 尚 也	〒094-0004 紋別市本町4丁目1番16号 FAX 0158-26-2278 メール soudan2@monbetsuhimawari.sakura.ne.jp

※職員からの通報については、庶務課にも行うことができます。

FAX 0158-24-6925
メール kouekitsuho@city.mombetsu.lg.jp

Q & A

(1) 紋別市公正職務推進会議及び紋別市公正職務審査会

Q 1 紋別市公正職務推進会議とはどんな組織で何をするのですか。

職員の倫理及び公正な職務の遂行について調査等を行います。

推進会議が公益通報を受けた場合や審査会より調査の依頼があった場合は、事実関係を調査し、その内容について市長等及び審査会に報告をします。

推進会議の組織、運営については規則で定められているとおりで、委員は市長が任命する職員となっています。

Q 2 紋別市公正職務審査会とはどんな組織で何をするのですか。

職員の倫理及び公正な職務の遂行について審査等を行います。

審査会が公益通報を受けた場合、審査会又は審査会より調査を求められた推進会議が調査を行い、その結果、通報対象事実があると認められるときは、市長等に対し是正措置等を講ずるよう勧告をします。

審査会の委員は、人格が高潔で、法令等について高い識見を有する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する3名以内となっています。

(2) 利害関係者

Q 3 非営利の団体は利害関係者となりますか。

非営利の団体であっても、その団体への許認可等や補助金等を交付する事務などに携わっている職員については、その非営利の団体は利害関係者となります。

Q 4 議員は利害関係者に該当しますか。

議員ということだけでは利害関係者に該当しません。

ただし、許認可や補助金等の交付などの事務に携わる職員に、事業者として議員が接触する場合は利害関係者となります。

Q 5 報道関係者は利害関係者に該当しますか。

取材活動をしている記者は、一般には利害関係者に該当しません。

Q 6 契約を締結した業者の下請業者は利害関係者に該当しますか。

契約を締結した業者の下請業者は、直接には利害関係者に該当しません。

しかし、下請業者の従業員が、契約を締結した業者の利益のために、職員に対して贈与、接待等の行為を行う場合は、契約を締結した業者の「従業員、代理人その他の者」に該当して利害関係者となります。

Q 7 契約事務担当者にとって、指名競争入札参加名簿に登録されているすべての業者は、利害関係者に該当しますか。

名簿への登録は、指名の対象になるための前提条件にすぎず、名簿に登録されているだけでは「当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人」とはいえませんが、利害関係者に該当しません。

指名競争入札の場合は、指名競争入札参加資格者名簿に登録されている数多くの業者の中から、市が選定した数社の指名業者により入札を行います。市が指名業者を選定する期間中は、業者側は指名が行われることを知り得ません。

指名されたことによって、業者側は「当該契約の申込みをしようとしていることは明らかである事業者等又は特定個人」として利害関係者に該当することとなります。

Q 8 用地交渉のように、市の側から契約の申込みをする契約の相手方は、いつの時点から契約担当職員の利害関係者に該当することとなりますか。

契約のための交渉が始まった時点から、利害関係者に該当することとなります。

Q 9 市職員は、自分が現に携わっている事務の相手以外に利害関係者はいないのですか。

過去3年間に在職したポストの利害関係者は、異動後3年間は引き続き利害関係者とみなされます。

(3) 禁止行為

Q10 職員の婚約者が勤めている会社が、その職員にとって利害関係者に該当する場合、結婚披露宴で婚約者の上司・同僚等が持参する祝儀を受け取ることはできますか。

婚約者の上司・同僚等が持参する祝儀は、職員へのものではなく婚約者へのものと考えられるため、祝儀に名を借りて職員に渡す趣旨のものではない限り、受領して差し支えありません。

Q11 利害関係者から香典を受け取ることはできますか。

通常一般の儀礼の範囲内の香典又は供花その他これらに類するものについては、法外な金額でない限り、受領して差し支えありません。

Q12 利害関係者から弔電を受け取ることはできますか。

弔電を受け取ることは、物品の贈与を受けることには該当しません。また、ふくさ等の付属品についても、高価なものでない限りは受領して差し支えありません。

Q13 補助金の交付申請を行っている会社社長が職員の近隣に居住している関係から、職員が喪主となっている通夜に香典を持ってきました。近隣に住む者が通夜に訪れることは慣例となっており、常識的な額の香典であれば受領してよいですか。

受領して差し支えありません。本件のような慣例にならって通夜に訪れることは「近所付き合い」という職員の身分にかかわらない関係によるものであり、「私的な関係」に該当することから、香典の額が通常一般の儀礼の範囲内であれば受領して問題ありません。

Q14 利害関係者が喪主となっている葬式に会葬した際、通夜振る舞いの食事の提供を受けることは認められますか。

職務に関係のない私的な関係に基づくものであれば、通常一般の儀礼の範囲内として認められます。

Q15 職員が、利害関係者に該当する友人の祖父が亡くなったことから、自費で弔電を送ったところ、挨拶状とともに香典返しが送付されてきました。受領することはできますか。

受領して差し支えありません。

弔電を打ったことに対する返戻の挨拶状と一体のものであることから、市民等が疑惑や不信を抱くおそれはなく、禁止行為には該当しません。

Q16 職員を派遣している公益的法人等が主催する会議に出席することとなりましたが、この会議は午前から午後にかけて開催され、昼食時に弁当が支給されました。食べても差し支えないでしょうか。

職務として出席した会議においては、簡素な飲食物の提供を受ける場合は禁止行為に該当しないこととなります。

Q17 利害関係者からお中元等が留守中に自宅に配送されてきた場合はどうしたらよいでしょうか。また、家族が誤って開封した場合はどうしたらよいでしょうか。

お中元等が自宅へ配送されてきた場合は返送することとなります。家族が誤って開封した場合には、再包装をした上で返送することとなりますし、食品等を家族が食してしまった場合には、同じ品物（又は同類のもの）を購入し返送することとなります。

なお、返送の際には相手方にその趣旨が伝わるようにしてください。

Q18 利害関係者から物品が送られてきたので送り返しましたが、相手方が不在で連絡がつかず、配達業者が当方に返送してきました。その物品はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

送り返すときに必要な措置を講じていれば、上司との相談結果に基づき処理することとなります。

（例）送り主の個人宅に送り返したが不在等により返送されてきたので、送り主の会社へ連絡して再度返送した。

Q19 利害関係者が持参した宣伝用物品等を受け取ってもよいのでしょうか。

利害関係者から宣伝用物品等の広く一般に配布するためのものである場合は禁止行為に該当しないこととなります。

Q20 職員が、職務上知り合った会社役員から趣味で撮影した写真をフレーム付きで贈られることとなりました。当該役員は当該職員にとって利害関係者に該当しますが、受領することは可能でしょうか。

利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けることは禁止行為に該当しますが、フレームの代金に相当する金額を支払えば受領して差し支えありません。

Q21 利害関係者であるOBから、在職時代の思い出等を内容とする本（非売品）を自費出版したので、無償で職員に配布したとの申し出がありました。受け取っても問題はないですか。

自費出版した記念品的なものであるため、受け取っても差し支えありません。

Q22 利害関係者からの依頼に応じて、無報酬で職員が講演を行なったところ、事後に当該事業者から、講演録及び講演時に配布した資料を出版物に掲載するので謝礼を払いたいという申し出がありました。職員がこの報酬を受け取ることはできますか。

講演、出版物に対する報酬は、金銭、物品又は不動産の贈与に該当しますので、利害関係者から謝礼を受け取ることはできません。

Q23 職務として出席した利害関係者の事務所での打合せが長引き深夜に及んだ場合等、利害関係者からタクシーの提供を受けることは禁止行為に該当しますか。

打合せが長引き深夜に及んだ場合でも、利害関係者が職員のために特別に用意したタクシーを利用したり、タクシーチケットの提供を受けたりすることは禁止行為に該当します。

Q24 実行委員会の事務局を持つA課の職員が、実行委員会の打ち上げに参加することは可能でしょうか。

任命権者が公正な職務の遂行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認め、許可した場合は禁止行為に該当しません。

Q25 利害関係者も出席する場合は、大学や高校の同窓会にも出席できないのでしょうか。

出席できます。

会費を払って同窓会に出席し、利害関係者である友人とともに飲食したとしても、学生時代の友人は「私的な関係」に当たるため、禁止行為には該当しません。

Q26 職員と同じ町内に住む利害関係者とゴルフを行うことは可能でしょうか。

同じ町内に住んでいるからといって、利害関係者とだけでゴルフを行うことは認められません。ただし、職務に関係のない私的な関係に基づくものであれば、禁止行為には該当しませんが、市民の疑惑や不信を招かないよう注意が必要です。

Q27 職員は利害関係者が参加するゴルフコンペや、利害関係者に該当するOB数名も参加するOB会のゴルフコンペに参加することは出来ないのでしょうか。

職員が会員となっているゴルフクラブの月例コンペやOB会のゴルフコンペに、たまたま利害関係者が参加していたとしても、そのゴルフコンペに参加することは差し支えありません。ただし、利害関係者しか参加しない場合については、条例上の禁止行為に該当することとなります。

(4) 公益通報

Q28 公益通報の対象となるのはどのようなことですか。

条例で定める公益通報の対象となるものは、法令等に違反する行為や、人の生命、身体若しくは財産又は環境に重大な悪影響を与える不当な行為を対象としています。

Q29 公益通報はどのようにして行えばよいのでしょうか。

公益通報を行うときは、持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メールによって行います。この際、公益通報の内容を客観的に証明できる資料等がある場合は添付してください。

また、通報の際は、公益通報書（様式第2号）により通報することとなりますが、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いても差し支えありません。

通報に当たっては、通報内容が外部に漏れないよう、あて先、ファックス番号、メールアドレス等を間違えないように十分に確認してください。

Q30 公益通報はどこに通報したらよいですか。

公益通報先は、審査会となっています。職員等については、審査会又は推進会議（庶務課）のどちらかに通報することになります。

Q31 臨時職員や嘱託職員も公益通報できますか。

この条例にいう「職員」や「職員等」には、臨時職員や嘱託職員も含まれ、公益通報することができます。

Q32 電話による公益通報も受けしてもらえるのでしょうか。

電話による第一報はかまいませんが、聴き取った者の解釈により、通報内容が違うものになってしまえば、通報対象者のみならず通報者にも迷惑が掛かるおそれがあるため、必ず書面を提出していただくこととなります。

Q33 匿名の通報でも保護の対象となりますか。

匿名の通報については、通常は通報者本人が特定されず、不利益な取扱いを受けないため、保護する必要はないと考えます。

原則、公益通報における中傷や他人に損害を与える目的での恣意的な通報を防止するため、匿名での通報は受付けていません。ただし、通報内容が信用に足るものであれば公益通報として受理するとともに、通報時には匿名でも、何らかの事情により通報者本人が特定された場合は、保護の対象となります。

Q34 審査会や推進会議による調査の段階で、公益通報したことが他の人に知られてしまうことはないですか。

審査会や推進会議の委員はもちろん、調査に協力した職員にも守秘義務を課しており、誰が公益通報したかということが特定されないよう配慮しています。

Q35 公益通報したために職場で嫌がらせを受けるようなことはないですか。

通報者に関する情報は一切非公開となっていますので、職場の人に通報したことが知られることはありません。また、通報を理由とした嫌がらせは、不利益な取扱いとして本条例でも禁じていますので、もし、通報したために嫌がらせを受けていると思うようなことがあれば、審査会又は推進会議に連絡してください。

Q36 本当に通報事実があるかどうかははっきりしないのですが、他の職場のことも通報できますか。

他の職場のことも、市政運営上の不正防止になると思われるときは、できるだけ正確な事実、確実な情報に基づき通報してください。実際に通報事実があるかどうかは、推進会議が調査をします。仮に、そうした事実がなかったとしても、通報者が不利益な取扱いを受けることはありません。

Q37 職員の職務についての法令違反行為を発見した場合は、必ず公益通報しなければならないのでしょうか。

行政を執行するにあたり、法令違反行為を発見した場合は各職場において直ちに是正することが必要です。

組織的に、あるいは権限を有する者からの指示によって不正事務が執行されている場合は、一個人の力で是正することは困難とされますので、適法かつ公正な行政執行を推進するためにも、公益通報を行ってください。

Q38 推進会議から職務について聴き取り調査をしたいと連絡があったときはどうすればよいですか。

職員には推進会議の調査への協力義務がありますので、推進会議から聴き取り調査等の依頼があったときは積極的に協力しなければなりません。

なお、調査に協力した際に知り得た秘密については、外部へもらさないようにしてください。

Q39 公益通報を受けた審査会、推進会議が調査を行わないのはどのような場合がありますか。

- ① 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的でなされた通報であることが明らかな場合
- ② 通報内容が通報対象事実に該当しないことが明らかな場合
- ③ 通報内容が極めて不明確であり、公益通報をした者に説明を求めたにもかかわらず、当該事実の内容が把握できない場合

これらに該当すると認められる場合は調査を行わない場合があります。

Q40 緊急を要する事態なので、審査会や推進会議ではなく警察に連絡してもよいですか。

本条例の公益通報制度は、警察等の適切な関係機関への通報を制約するものではありません。また、事案によっては通報者のみならず審査会や推進会議から適切な関係機関へ通報することもあります。

Q41 個人情報に係る公益通報は、地方公務員法の守秘義務や個人情報保護法に抵触するのではないですか。

公益通報の対象となる「通報対象事実」は、法令に違反する事実等を指していますので、通報することによって守秘義務違反に問われることはないものと考えられます。

また、個人情報保護法第16条では、個人情報を目的外に利用することを制限していますが、同条第3項第1号では、法令等に定めがあるときは例外としていることから、条例に基づく公益通報は、個人情報の目的外利用には該当しません。

ただし、他人に損害を与える目的の通報は公益通報には該当せず、守秘義務違反等に問われることもあります。

Q42 通報のために職場から資料を無断で持ち出すことは問題となりませんか。

公益通報のため職場から資料を無断で持ち出すことは、法令による正当行為（刑法第35条）として認められており、窃盗罪には該当しません。

また、調査の結果、通報事実がなかったとしても、客観的状況から錯誤したことがやむを得ないと認められる場合は、本条例に基づいた公益通報として違法性が阻却されるものと考えられますが、最終的には司法の判断によることになります。

Q43 身に覚えのないことで公益通報され、不利益な取扱いをされないか心配です。

通報事実については、通報対象となっている職員等からも推進会議がヒアリングを行うなど、客観的に調査を行うこととなりますので、違法・不当な事実がない限りは不利益な取扱いをされることはありません。

Q44 条例では、「公益通報者や不当要求行為に係る記録を提出したものに対し、不利益な取扱いとしてはならない」旨を規定していますが、「不利益な取扱い」とは人事上の処分のことでしょうか。

禁止されている不利益な取扱いには、分限処分、懲戒処分といった人事上の処分だけでなく、職務から排除する、職務に必要な情報を与えないといった事実上の不利益も含まれます。

Q45 不利益な取扱いを受けたと感じた場合は、どこへ相談したらよいですか。

公益通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたと感じた場合は、審査会や推進会議にその是正を申し立てることができます。

Q46 不利益な取扱いについて、公平委員会に申し立てることができますか。

公益通報したことにより不利益な取扱いを受けたと思慮したときは、公平委員会にも不利益な処分に対する不服申し立て等の制度があります。

人事上の処分については、審査会や推進会議は条例により設置された附属機関ですので、直接取消ができる訳ではなく、必要な措置について意見を述べるに止まりますが、公平委員会は、裁決や決定といった強制力を伴った判断をすることができるので、人事処分に対する不服申し立てについては、公平委員会の判断が優先します。

(5) 不当要求行為

Q47 不当要求行為等とはどのような行為のことですか。

条例第2条第1項第10号では、不当要求行為等について「職員等の公正な職務の遂行を妨げるもの」や「暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により実現を図る行為」と定めています。

不当要求行為等に該当するような外部からの働きかけは、必ずしも脅迫や威圧など暴力的な言動によるものばかりではなく、行政に影響力を持つ特定の者からの口利き等の行為も含まれます。

なお、市民や様々な立場の人からの問合せや要望等に丁寧に対応することは職員として当然の行為であり、こうした説明により納得してもらえる場合は不当要求行為等には該当しません。

不当要求行為等に該当するかどうか判断に迷ったときは、まず記録をし、所属長に報告しましょう。

Q48 不当要求行為等の内容の記録は、どの時点から行うべきですか。

要求に応じることができない旨を十分に説明しても、なお要求をやめない場合、すなわち、公正な職務の執行を妨げられることになる場合が不当要求行為等に該当する時点です。

しかし、通常は市民等の意見を聴き、メモを取る対応をしていると思いますので、どの時点から記録しなければならないというものではありません。

Q49 不当要求行為等があったにも関わらず、相手方から「記録しないでほしい」と言われたらどうしたらよいですか。

「正確な対応をするため記録させてもらっています」といって相手方の理解を求めましょう。なお、要求を取下げたときには、取下げに至るまでの経過を記録として残すようにしましょう。

Q50 了解が得られず、記録できる状況にないときはどうしたらよいですか。

その場で記録をとることが相手方への抑止力となることもありますが、危険な状況に至ると想定される場合は、後で記録してもかまいません。

また、職員や周囲に危害が及ぶような状況のときは、周囲の職員や所属長に協力を求めるなど、組織的に対応しましょう。

Q51 記録の内容を確認したいと言われたらどうしたらよいですか。

記録をした段階で相手方から確認の希望があった場合には、後で疑義が生じることを防ぐ意味でも確認していただいて差し支えありません。また、相手方からの確認の希望がない場合でも、話の趣旨について確認しながら記録をするよう努めてください。

後日記録の内容を確認したい旨の申出があった場合には、情報公開請求として受け付けます。

Q52 記載内容について修正を求められたらどうしたらよいですか。

相手方の主張が正しいことが明らかであれば修正します。相手方と記録した者の認識が一致しない場合には、最初の記録は修正せず、相手方からの修正の申入れがあったこと及びその内容を追加で記録することにします。

Q53 不当要求行為等の記録内容は、すべて情報公開の対象となるのですか。

記録した文書（メモなど）は、紋別市情報公開条例上の情報公開対象の行政文書に該当しますので、情報公開の対象となりますが、氏名等の個人情報は非開示となります。

Q54 報告した不当要求行為等は、すべて審査会の調査・審議を受けるのですか。

審査会が調査・審議を行うのは、推進会議から警告の必要があると認められる事案の通知を受けた場合に限られますので、全ての不当要求行為等について調査をするものではありません。

Q55 不当要求行為等に対して、審査会から報告を受けた市長等は何をしましょうか。

報告を受けた市長等は、審査会から付された意見を尊重しながら、当該行為者に対して警告を行いますが、警告を行ったにもかかわらず不当要求行為等が中止されない場合は、市の措置を行うこととなります。

また、警告を行う場合において必要があると認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができます。

なお、この警告や措置により、不当要求行為等に基づいて執行された許認可等が当然に無効となるものではありません。

Q56 審査会の調査結果が報告されるまで、許認可等の行政処分は保留してもよいですか。

推進会議や審査会が調査中であることをもって許認可等を保留することはできません。

推進会議や審査会が調査をする内容は、要求行為等に不当性があり、公正な職務の遂行が妨げられたかどうかということであり、許認可等の判断をするものではありません。

不当と思われる要求行為等に対しては、組織としてき然とした対応を取り、公正な職務の遂行に努めることとなります。

ここで紹介しているものはあくまでも一例であり、判断はその事案によって異なります。

判断に迷ったときは、その都度確認が必要です。

資 料

紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 公正な職務の執行の確保のための体制（第9条・第10条）
- 第3章 利害関係者との間の禁止行為等（第11条－第15条）
- 第4章 公益通報（第16条－第23条）
- 第5章 不当要求行為等（第24条・第25条）
- 第6章 不利益な取扱いの禁止等（第26条－第28条）
- 第7章 雑則（第29条・第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保のために必要な事項を定めることにより、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止と信頼される市政の確立を図り、もって市民の利益の増進を図ることを目的とする。

（定義等）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（議会の議員を除く。）をいう。

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市との委託契約、請負契約その他の契約に基づいて市の業務を行う個人及び法人その他の団体の役員並びに当該業務に従事している者

ウ 市の公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の役員及び当該指定管理者が行う市の公の施設の管理業務に従事している者

エ 市が資本金、出資金その他これに準ずるものを出資する法人の役員及び職員
オ アからエまでに掲げる者であった者

(3) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（規程を含む。）並びに市の機関がその職務を執行するために定める基準その他の内規をいう。

(4) 任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(5) 倫理 公務員の身分及び責務から必然的に導かれる職員としての精神の在り方及び行動の規準の総体をいう。

(6) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

(7) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。

ア 法令等に違反する行為の事実

イ 人の生命、身体若しくは財産又は環境に重大な悪影響を与える不当な行為の事実

(8) 公益通報 職員等が通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を第9条第1項に規定する紋別市公正職務推進会議又は第10条第1項に規定する紋別市公正職務審査会に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

(9) 公益通報者 公益通報を行った職員等をいう。

(10) 不当要求行為等 次に掲げる行為をいう。

ア 職員等の職務に関し、その地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、次に掲げることを求める行為であって、職員等の公正な職務の執行を妨げるもの

(ア) 許認可その他の行政処分に関し、正当な理由がなく、特定の法人その他の団体又は個人に対して有利な、又は不利な取扱いをする行為

(イ) 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の執行を妨げる行為

(ウ) 人事（職員の採用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為

(エ) 職務上知り得た秘密を漏らす行為

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の

法人その他の団体又は個人に対して有利な、又は不利な取扱いをすることその他職員の公正な職務の執行を妨げる行為

イ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第6号の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第3条 この条例において、利害関係者とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

(1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号又は紋別市行政手続条例（平成9年条例第4号）第2条第4号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 補助金等（紋別市補助金等交付規則（平成9年規則第13号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 立入検査又は監査（法令（紋別市行政手続条例第2条第1号に規定する条例等を含む。）の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号又は紋別市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（紋別市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）

をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

(6) 地方自治法第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第4条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 職員は、法令等を遵守するとともに、公正な職務の執行を損なうおそれのある行為を求める要求に対してはき然として対応し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

3 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

4 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

5 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

6 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを

常に認識して行動しなければならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第5条 職員は、他の職員の第11条又は第13条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第11条第1項第10号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、任命権者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員がこの条例に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 管理職員(職員を管理し、又は監督する地位にある職員として市長が定めるものをいう。以下同じ。)は、その管理し、又は監督する職員がこの条例に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(管理職員の責務)

第6条 管理職員は、その職責の重要性を認識し、自らの資質向上を図り、率先して模範を示すことにより公正な職務の執行及び適正な服務規律の確保を図るとともに、その管理し、又は監督する職員の誠実かつ公正な職務の執行について適切な指導を行わなければならない。

(任命権者の責務)

第7条 任命権者は、職員の資質の向上及び職務に係る倫理の保持を図るため、職員の意識の啓発、研修の実施、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第8条 市民等は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

第2章 公正な職務の執行の確保のための体制

(紋別市公正職務推進会議)

第9条 職員の倫理及び公正な職務の執行に関し調査等を行うため、紋別市公正職務推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) この条例の規定によりその所掌とされた事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 3 推進会議の委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 4 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(紋別市公正職務審査会)

第10条 職員の倫理及び公正な職務の執行に関し審査等を行うため、紋別市公正職務審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) この条例の規定によりその所掌とされた事項
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 3 審査会は、委員3人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員は、人格が高潔で、法令等に関し高い識見を有する者又は学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審査会の委員は、再任されることができる。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 利害関係者との間の禁止行為等

(利害関係者との間における禁止行為)

第11条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

- (4) 利害関係者に自己の債務について弁済、担保の提供又は保証をさせること。
 - (5) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (6) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (7) 利害関係者から供給接待を受けること。
 - (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (9) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
 - (10) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から通常一般の儀礼の範囲の香典又は供花その他これらに類するものの贈与を受けること。
 - (2) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (3) 多数の者が出席するパーティー等（飲食物が提供される会合であって立食形式その他公開性の高い形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (5) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周辺の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
 - (6) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (7) 多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(8) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

(9) 前項第7号から第9号までに掲げる行為のうち、任命権者が公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可した行為をすること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第10号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第12条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第10号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第13条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第14条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、市長が定める管理職員に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることがで

きなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席するパーティー等において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(贈与等の報告等)

第15条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与（通常一般の儀礼の範囲の香典又は供花その他規則で定めるものを除く。）又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき（当該贈与等を受けた時において職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益の価額が1件につき5,000円を超える場合に限り。）は、当該贈与等を受けた日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、任命権者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等の名称及び住所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第4章 公益通報

(公益通報)

第16条 職員等は、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときには、公益通報をすることができる。

2 職員等は、公益通報をするときは、原則として実名により行わなければならない。ただし、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがあると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、この限りでない。

3 職員等は、公益通報に当たっては、確実な資料に基づき、誠実に行われなければならない。

(推進会議による通報対象事実の調査)

第17条 推進会議は、前条の規定により公益通報を受けたとき、又は第19条第3項の規定により調査を求められたときは、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、直ちに当該公益通報の事実について必要な調査を実施しなければならない。

ない。

- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的でなされた通報であることが明らかな場合
- (2) 通報内容が通報対象事実に該当しないことが明らかな場合
- (3) 通報内容が極めて不明確であり、公益通報をした者に説明を求めたにもかかわらず、当該事実の内容が把握できない場合

- 2 前項の調査の対象となる者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。ただし、職員については、正当な理由がある場合を除き、当該調査を拒んではならない。
- 3 第1項の調査は、公益通報をした者及び調査に協力した者の秘密を保持し、これらの者の保護を図るよう留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法により実施されなければならない。
- 4 推進会議は、第1項の規定により調査を実施する場合において、通報内容に市長その他の任命権者又は推進会議の委員が関与していると思料され、公正な調査を実施することができないと認めるときその他審査会において調査を実施することが適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、審査会に必要な調査を実施するよう求めることができる。
- 5 推進会議は、通報内容が第1項各号のいずれかに該当すると認め同項の調査を実施しないこととしたときは、当該調査を実施しない旨及びその理由を市長又は当該事実に係る任命権者（以下「市長等」という。）及び審査会に報告しなければならない。

（推進会議からの報告による是正措置等）

- 第18条 推進会議は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、その旨及び調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。
- 2 市長等は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちに当該通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置、法令等に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。
 - 3 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、速やかに、当該是正措置等の内容を審査会に報告しなければならない。
 - 4 推進会議は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実がないと認めるときは、速

やかに、その旨及び当該調査の内容を市長等及び審査会に報告しなければならない。

(審査会による通報対象事実の調査)

第19条 審査会は、第16条の規定により公益通報を受けたとき、又は第17条第4項の規定により調査を求められたときは、同条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、直ちに当該公益通報の事実について必要な調査を実施しなければならない。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、審査会による調査の実施について準用する。

3 審査会は、第1項の規定により調査を実施する場合（第17条第4項の規定による求めによる場合を除く。）において必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、推進会議に必要な調査を実施するよう求めることができる。ただし、通報内容に市長その他の任命権者又は推進会議の委員が関与していると思料され推進会議において公正な調査を実施することができないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、通報内容が第17条第1項各号のいずれかに該当すると認め同項の調査を実施しないこととしたときは、当該調査を実施しない旨及びその理由を市長等に報告しなければならない。

(審査会からの勧告に基づく是正措置等)

第20条 審査会は、前条第1項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、直ちに市長等に対し、是正措置等を講ずるよう勧告しなければならない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、市長等が前項の規定による勧告を受けたときについて、同条第4項の規定は、審査会が前条第1項の調査の結果、通報対象事実がないと認めるときについて準用する。この場合において、第18条第4項中「推進会議は、前条第1項」とあるのは「審査会は、第19条第1項」と、「市長等及び審査会」とあるのは「市長等」と読み替えるものとする。

(審査会からの勧告に基づく再度の是正措置等)

第21条 審査会は、第17条第5項又は第18条第1項、第3項若しくは第4項の規定による報告を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら調査を実施し、又は市長等に是正措置等を講ずるよう勧告することができる。この場合において、第17条第2項及び第3項の規定は、当該調査の実施について準用する。

- (1) 第17条第1項の調査を実施しないことが不適當であると認めるとき。
- (2) 第18条第1項、第3項若しくは第4項の規定により報告を受けた調査の内容若しくは是正措置等が不十分であると認めるとき、又は是正措置等を講じないことが不適當であると認めるとき。

2 市長等は、前項の規定に基づく勧告を受けたときは、当該勧告を尊重し、直ちに是正措置等を講ずるものとする。

3 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、速やかに、当該是正措置等の内容を審査会に報告しなければならない。

(公益通報をした者に対する報告)

第22条 推進会議又は審査会は、次の各号に掲げる場合においては、その旨を公益通報をした者に通知しなければならない。ただし、当該公益通報が匿名によりなされたものであるときは、この限りでない。

(1) 推進会議が、第17条第4項の規定により審査会に調査を求めたとき、並びに同条第5項並びに第18条第1項及び第4項の報告をしたとき。

(2) 審査会が、第19条第3項の規定により推進会議に調査を求めたとき、同条第4項及び第20条第2項において準用する第18条第4項の規定により報告をしたとき、並びに第20条第1項及び前条第1項の規定により勧告したとき。

(市民等による公益目的通報)

第23条 市民等は、通報対象事実がある場合は、審査会に対して公益を目的とする通報をすることができる。

2 第16条第2項及び第3項並びに第17条から前条までの規定は、前項に規定する公益を目的とする通報について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「職員等」とあるのは「市民等」と読み替えるものとする。

第5章 不当要求行為等

(不当要求行為の報告)

第24条 職員は、不当要求行為があったと思料するときは、その内容を記録し、当該記録を管理職員（市長等にあつては、審査会）に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、他の職員から不当要求行為があったと思料するときその他正当な理由があるときは、当該記録を推進会議又は審査会に提出することができる。

3 前2項の規定による記録の提出は、原則として実名により行わなければならない。ただし、不当要求行為があると信ずるに足りる相当な根拠を示したときは、この限りでない。

4 第1項の規定により記録の提出を受けた管理職員は、当該記録の内容が明らかに不当要求行為に該当しない場合を除き、直ちに当該記録を推進会議に提出しなければならない。

(不当要求行為の調査等に係る公益通報の規定の準用)

第25条 第17条から第22条までの規定は、不当要求行為等に係る記録が推進会議又は審査会に提出された場合について準用する。この場合において、第17条第1項及び第19条第1項の規定中「公益通報を受けた」とあるのは「記録の提出を受けた」と、第17条第1項第1号中「なされた通報」とあるのは「なされた記録の提出」と、同項第2号及び第3号、同条第4項及び第5項並びに第19条第3項及び第4項の規定中「通報内容」とあるのは「記録の内容」と、第17条第1項第2号、第18条第1項、第2項及び第4項（これらの規定を第20条第2項において準用する場合を含む。）並びに第20条第1項及び第2項の規定中「通報対象事実」とあるのは「不当要求行為」と、第17条第1項第3号及び同条第3項（第19条第2項において準用する場合を含む。）並びに第22条の規定中「公益通報をした者」とあるのは「記録の提出をした者」と、同条の規定中「当該公益通報が」とあるのは「当該記録の提出が」と読み替えるものとする。

第6章 不利益な取扱いの禁止等

(不利益な取扱いの禁止)

第26条 市長等及び職員は、公益通報者等に対し、公益通報を行い、若しくは不当要求行為に係る記録を提出し、又は当該通報対象事実若しくは不当要求行為に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益な取扱いに係る是正の申立て)

第27条 公益通報者等は、公益通報を行い、若しくは不当要求行為に係る記録を提出し、又は当該通報対象事実若しくは不当要求行為に係る調査に協力したことを理由として不利益な取扱いを受けたと思料するときは、推進会議又は審査会に対し、その是正を申し立てることができる。

(不利益な取扱いに対する調査等に係る公益通報の規定の準用)

第28条 第17条から第22条までの規定は、不利益な取扱いに係る申立てが推進会議又は審査会になされた場合について準用する。この場合において、第17条第1項及び第19条第1項の規定中「公益通報を受けた」とあるのは「申立てを受けた」と、第17条第1項第1号中「なされた通報」とあるのは「なされた申立て」と、同項第2号及び第3号、同条第4項及び第5項並びに第19条第3項及び第4項の規定中「通報内容」とあるのは「申立ての内容」と、第17条第1項第2号、第18条第1項、第2項及び第4項（これらの規定を第20条第2項において準用する場合を含む。）並びに第20条第1項及び第2項の規定中「通報対象事実」とあるのは「不利益な取扱い」と、第17条第1項第3号及び同条第3項（第19条第2項において準用する場合を含む。）並びに第22条の規定中「公益通報をした者」とあるのは「申立てをした者」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

（運用状況の公表）

第29条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（委任）

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例（平成27年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(暴力的な要求行為)

第3条 条例第2条第1項第10号イに規定する暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為は、次のとおりとする。

- (1) 暴行、暴言、脅迫、けん騒その他これらに類する言動により不当な要求をする行為
- (2) 乱暴な言動等により正当な理由なく面会を強要する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庁舎等の保全又は庁舎等における秩序の維持に支障を生じさせる行為

(推進会議の委員)

第4条 条例第9条第1項に規定する紋別市公正職務推進会議（以下「推進会議」という。）の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てるほか、市長が必要と認める職員を任命するものとする。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 産業部長
- (7) 建設部長
- (8) 技監
- (9) 水道部長
- (10) 教育部長

(推進会議の委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の委員の責務等)

第6条 推進会議の委員は、公正かつ迅速にその職務を執行しなければならない。

2 推進会議の委員は、自己又は自己が密接な関係のある者に直接利害関係を有する事案については、その調査審議に加わることができない。

(推進会議の会議及び議事)

第7条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員長及び副委員長のいずれか並びに委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(推進委員会の委員長への委任)

第8条 第4条から前条までに定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

(審査会の会長)

第9条 条例第10条第1項に規定する紋別市公正職務審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の委員の責務等)

第10条 審査会の委員は、公正かつ迅速にその職務を執行しなければならない。

2 審査会の委員は、自己又は自己が密接な関係のある者に直接利害関係を有する事

案については、その調査審議に加わることができない。

- 3 審査会の委員は、その職務上の地位を政党その他の政治的団体又は政治的目的のために利用してはならない。
- 4 審査会が調査を実施するに当たっては、審査会が指名する委員にこれを行わせることができる。

(審査会の会議及び議事)

第11条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の全員が出席しなければ、開くことができない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会の会議の特例)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査会の会議に代えて、書面により委員の意見を求めることができる。この場合において、会長は、委員全員の同意を得なければならない。

- (1) 緊急を要する事情があるとき。
- (2) 事案が軽微なものであるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事情があるとき。

(審査会の会長への委任)

第13条 第9条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(推進会議及び審査会の庶務)

第14条 推進会議及び審査会の庶務は、総務部庶務課において行う。

(贈与等の報告)

第15条 条例第15条に規定する規則で定めるものは、婚礼に伴う祝儀、記念品その他これらに類するものをいう。

- 2 条例第15条第4号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 贈与等（条例第15条各号列記以外の部分に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の内容
- (2) 贈与等をした事業者等と当該贈与等を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する機関との関係
- (3) 条例第15条第1号の価格として推計した額を記載している場合にあつては、その推計の根拠
- (4) 事業者等から供応接待を受けた場合にあつては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせたパーティー等の場において受けた供応接待にあつては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
- (5) 条例第2条第2項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあつては、当該役員等（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者）の役職又は地位及び氏名

2 条例第15条に規定する贈与等報告書は、贈与等報告書（別記様式第1号）とする。

（公益通報の受付窓口）

第16条 条例第16条第1項の規定による公益通報は、外部受付窓口（条例第10条第3項に規定する審査会を組織する委員のうち市長が指定する者をいう。）に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、総務部庶務課に対して行うことができる。

（公益通報の方法）

第17条 条例第16条第1項の規定による公益通報は、公益通報書（別記様式第2号）によるものとする。ただし、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

2 前項の公益通報書は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出しなければならない。

（不当要求行為等の報告）

第18条 条例第24条第1項の規定による報告は、不当要求行為等報告書（別記様式第3号）によるものとする。

(公表の方法)

第19条 条例第29条の規定による公表は、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

別記様式第1号（第15条関係）

贈 与 等 報 告 書

年 月 日

様

所 属 名
職 ・ 氏 名

1 贈与等により利益を受け、又は報酬の支払を受けた年月日	
2 贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
3 贈与等又は報酬の内容	
4 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
5 贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
6 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)	
7 贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
8 役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)	
9 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員の所属との関係	

注

- 2の欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載すること。
- 3の欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載すること。
- 5の欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が推計した根拠を記載すること。
- 贈与等又は報酬の支払を受けたときは、1件につき1枚に記入すること。

別記様式第2号（第17条関係）

公 益 通 報 書

年 月 日

様

住 所

氏 名

連 絡 先

紋別市職員等の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり通報します。

記

件 名	
発 生 時 期	
発 生 場 所	
通 報 対 象 者	
違 反 等 の 事 実 の 内 容	
証 拠 書 類 等	有 () ・ 無

注

- 1 公益通報書は、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出してください。
- 2 実名で通報してください。ただし、通報対象事実に係る相当な根拠を示したときは、この限りではありません。
- 3 職員等が通報する場合は、住所欄に所属部署を記載してください。
- 4 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

別記様式第3号（第18条関係）

不 当 要 求 行 為 等 報 告 書

年 月 日

様

報告者 所 属

職氏名

印

接 触 行 為 態 様	<input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 文書・送り付け <input type="checkbox"/> その他（ ）		
発 生 日 時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		
相 手 方	氏名（団体名）		
	住 所	電話	
	人 数	人	
事 案 の 内 容			
対 応 状 況			

注

- 1 必要事項を記載し、該当する□にはレ点を付すこと。
- 2 参考資料（名刺、写真、録音テープ等）がある場合は、原本又はその写しを添付すること。
- 3 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。
- 4 報告者（対応者）が起案した上で、所属部署の管理職員を通じ、紋別市公正職務審査会に提出すること。